

第6章 移動等円滑化の推進に向けた今後の取組

(1) 関係者との連携・協力

○大田区移動等円滑化推進協議会を継続し、関係者間で情報交換を行いつつ、計画的に移動等円滑化を推進します。

(2) 届出制度

○バリアフリー法に基づき、施設間の移動の連続性を担保するため、促進地区内の旅客施設と道路の境目等において改修等を行う場合、区への届出を義務付け、一体的な整備を図ります。

(3) バリアフリー情報の集約と活用 NEW

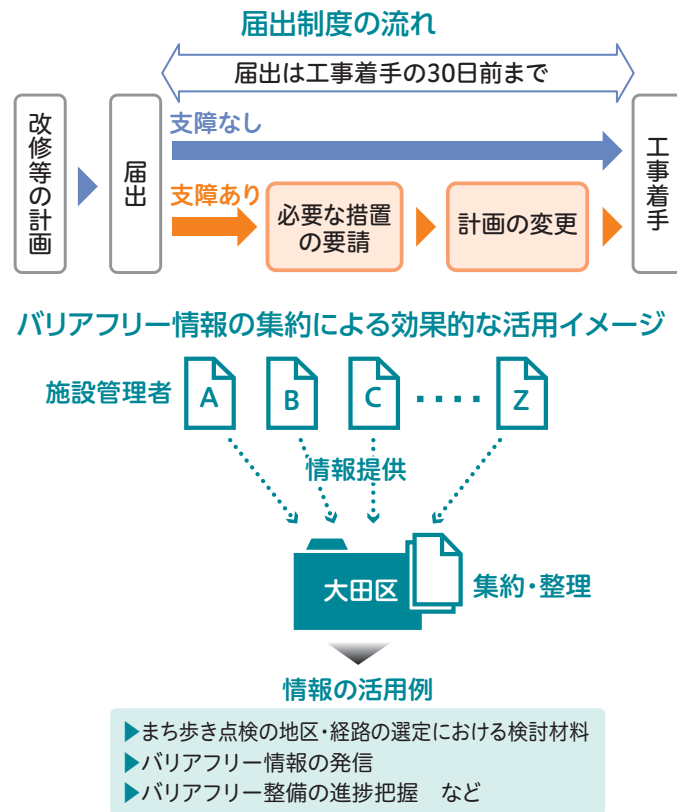
○各施設のバリアフリー情報(設備の有無、設置箇所等)を集約・整理し、ホームページ等にて公開する等、適宜活用していきます。

(4) 移動等円滑化促進方針の評価・改定

○移動等円滑化促進方針の改定の際は、事前に調査・分析及び評価を行います。また、継続的に進化管理や調整等を行い、着実に移動等円滑化を推進します。

(5) 継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョン構築 NEW

○区全体を見据えた計画的なバリアフリー化に向けて、区内の各地区におけるバリアフリー基本構想の策定・見直しをサイクル的に進め、具体的なバリアフリー整備を行う重点整備地区を追加指定・拡大します。継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョンを明確化することで、さらなる街なかのバリアフリー化を推進します。



大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針 概要版

第1章 大田区移動等円滑化促進方針の見直しについて

(1) これまでの経緯・方針見直しの目的

- 令和元年度に、大田区移動等円滑化促進方針(※)を策定し、右図に示す4つの移動等円滑化促進地区を指定しました。
- これまでのバリアフリーの取組を評価し、まちなかのバリアフリー化をさらに推進することを目的に、以下の視点で方針の見直しを行います。

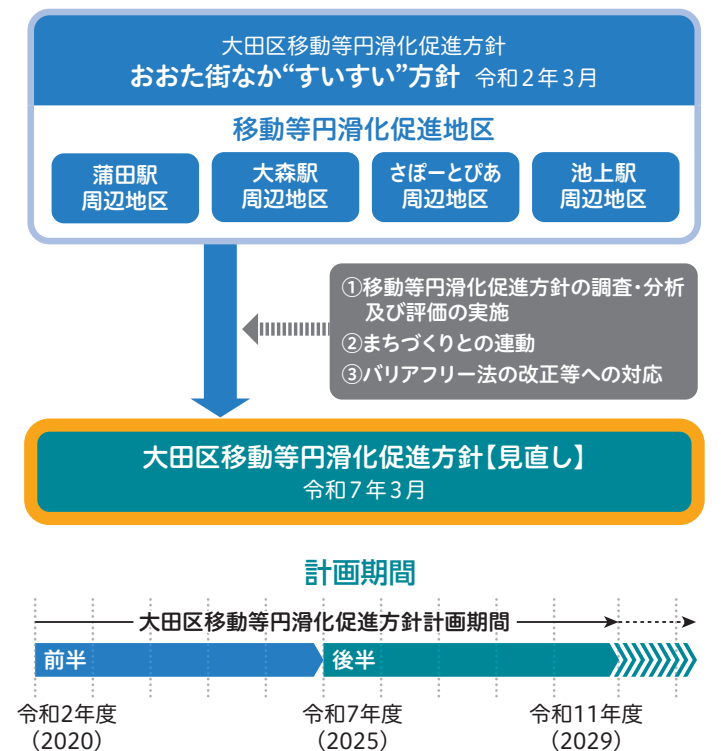
- UPDATE** ▶ ソフト面の取組促進に向けた区民・事業者・区(行政)の役割の明確化
- UPDATE** ▶ 移動等円滑化促進地区の追加指定
- NEW** ▶ バリアフリー情報の集約と活用
- NEW** ▶ 継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョン構築

※大田区移動等円滑化促進方針：区全体の移動等円滑化の方針を示すとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を、移動等円滑化促進地区に指定し、面的・一体的なバリアフリー化の取組の基本方針を示すものです。

(2) 計画期間

○計画期間は、令和7年度からの概ね5年間とします。

移動等円滑化促進方針の策定経緯と見直しの背景



第2章 移動等円滑化に関する課題の整理

1 区全体に関する課題

地区指定について

▶ 移動等円滑化促進地区及び重点整備地区の指定において、関連計画における拠点の位置づけやまちづくりとの連動が必要

利用者ニーズについて

- ▶ 利用者視点の整備から、利用者個々人のニーズを踏まえたきめ細かな整備へ
- ▶ 利用者の意見を効果的に事業へ反映させるための連携体制強化

ソフト面について

▶ 心のバリアフリー普及啓発及びソフト面の取組について、区民・事業者・区(行政)が連携して進めることが必要

その他

- ▶ 新技術等の積極的な導入
- ▶ 発災時に備えたバリアフリー化

2 移動等円滑化の取組に関する課題

鉄道駅について

- ▶ ホームドアやサインの設置、エレベーター利用者への心のバリアフリー啓発、利用しやすいトイレの整備、複数の出入口へのバリアフリー経路確保

バスについて

- ▶ バス停を示す視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置、バス停の屋根の改善・設置

道路・交通安全施設について

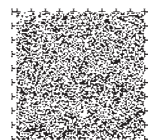
- ▶ 歩道…路面凹凸や段差及び勾配の改善、有効幅員確保、障害物排除、視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置
- ▶ 交差点…エスコートゾーンや音響式信号機の設置、横断時間確保
- ▶ 踏切…斜め方向にまたがる踏切での視覚障がい者の安全確保

建築物・公園について

- ▶ 道路から入口までの経路のバリアフリー化
- ▶ トイレにおける設備や機能の分散配置と利用者の適切な利用意識の醸成、異性介助や同伴者も利用可能な設備
- ▶ サインの設置及び見やすさ・分かりやすさの改善、非常時を知らせるフラッシュライトの設置
- ▶ ベビーチェア、ベビーベッドの設置
- ▶ 災害時の一時集合場所や避難所までの経路や施設内のバリアフリー化

ソフト面の取組について

- ▶ 重点整備地区にて実施している事業の全区への展開



第3章 区全体の移動等円滑化の基本方針

1 移動等円滑化の目標

移動しや“すい”みち、使いや“すい”施設でみたされる街 おおた の実現を目指します。

2 基本方針 UPDATE

- (1)移動等円滑化の取組を着実に推進するために

 - ▶地区指定により計画的に移動等円滑化を推進します
 - ▶指定した地区以外でも施設の改修等の機会を捉えて着実に整備を実施します
 - ▶地区内の取組を契機として、ユニバーサルデザインの考え方に基づく区全体へのバリアフリー化を進めます
- (2)より良い整備を実施するために

 - ▶利用者個々のニーズに応じた整備を図ります
 - ▶スパイラルアップにより継続的にバリアフリーの水準を向上させます
- (3)一人ひとりが移動等円滑化の環境づくりを支えるために

 - ▶区民・事業者・区(行政)の役割を明確化し、ソフト面の取組を促進します

※地区: 移動等円滑化促進地区及び重点整備地区

第4章 移動等円滑化促進地区の基本方針

1 移動等円滑化促進地区における取組の基本方針

- (1)地区全体の方針

 - 高齢者、障がい者をはじめ妊娠中の人、乳幼児連れの人及び病氣やけがをしている人など、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現を目指します。
 - 日常生活に欠かせない、多くの区民が利用する公共交通、道路及び建築物などを対象に面的・一体的なバリアフリー化を推進します。
 - 多くの区民が利用する施設、高齢者、障がい者等が利用する施設、災害時に一時集合場所や避難所、避難場所となる学校や公園などのバリアフリー化を進めます。また、これらの各施設へ至る駅やバス停からの経路と、各施設同士を結ぶ経路をバリアフリー化し、回遊性に配慮した歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
 - 駅やバス乗り場などをバリアフリー化し、交通結節機能の向上を図ります。
- (2)公共交通に関する方針

 - 駅では、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ、施設や設備などのさらなる安全性及び利便性を向上させます。
 - 駅では、プラットフォームから主要な出入口(線路を挟んで両側に出入口がある駅では、それぞれの出入口)まで、バリアフリー化された経路を確保します。
 - 駅のプラットフォームでは、円滑な乗降のため列車との段差及び隙間をできる限り小さくするとともに、ホームドアの設置などによる転落防止を図ります。
 - バス車両及びバス乗り場のバリアフリー化を進めます。また、バス乗り場においては屋根やベンチなどの整備を進めます。
- (3)道路等に関する方針

 - 歩道は、高齢者、障がい者等が安全で快適に移動できる構造とします。
 - 視覚障がい者が安全かつ円滑に移動できるように、動線を考慮して、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
- (4)建築物に関する方針

 - 高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、道路から施設内までのバリアフリー化された経路を連続的に確保するとともに、その経路の適切な管理を行います。
 - 施設内においては、高齢者、障がい者等が円滑に水平・垂直移動できるよう図るとともに、移動を支援する案内情報を分かりやすく提供します。
 - トイレの設置にあたっては、建築物の用途及び規模に応じて、車いす使用者用トイレ、オストメイト対応トイレ、ベビーチェアやベビーベッドの設置されたトイレ、大型ベッドの設置されたトイレ、異性介助に配慮した設備やフラッシュライトの設置など、利用者のニーズに配慮します。
 - 乳幼児連れ利用者に配慮し、建築物の用途及び規模に応じて、授乳やおむつ交換ができる場所を確保します。
- (5)ソフト面の取組に関する方針

 - 歩道(路側帯を含む)の機能を十分に維持・保全するため、自転車の駐車、看板・商品などの歩道上の障害物の排除など、適切な管理を行います。
 - 横断歩道やバス乗り場付近における違法駐車車両の指導・取締りを強化します。
 - 自転車駐車場の収容台数の拡充を図るとともに、放置自転車の撤去を進めます。また、自転車利用に関するルール の周知とマナーの向上を図ります。
 - 高齢者、障がい者等に対する適切な対応や必要な介助を行うための知識と技術の向上を図るため、交通事業者及び施設等職員の研修・教育の充実を図ります。

2 移動等円滑化促進地区の追加指定

○第3章に示した基本方針を踏まえるとともに、バリアフリー法における3要件に基づく区の方針を整理し、移動等円滑化促進地区として新たに15地区を追加指定します。

	配置要件	課題要件	効果要件
法文	○概ね3つ以上の生活関連施設が徒歩圏内に集積し、施設間を相当数の高齢者、障がい者等が徒歩移動することが見込まれる	○高齢者、障がい者等の移動や施設利用、地域の土地利用や機能集積の実態や将来の方向性を踏まえ、バリアフリー化の促進が特に必要	○バリアフリー化を促進することが、高齢者、障がい者等に交流の機会を提供するなど、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であること
区の方針	徒歩圏半径500mで、圏内に3以上の生活関連施設の候補施設が存在する地区は、区全体が該当	高齢者、障がい者等のヒアリングから、バリアフリー化の取組をさらに広域的に促進することが必要	大田区都市計画マスタープランにおける拠点は、バリアフリー化を促進することが有効かつ適切な地域

第5章 移動等円滑化促進地区の区域等の設定

1 生活関連施設・生活関連経路・促進地区の区域の設定

- ▶生活関連施設 高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設及び商業施設等の中から設定
- ▶生活関連経路 生活関連施設相互を結ぶ経路。歩行者の安全性を高める歩道のある道路を基本に、地区内のネットワークを重視しつつ、駅またはバス停を中心とした移動と施設間の移動に配慮した動線を設定
- ▶区域 各促進地区の拠点(駅等)を中心とした徒歩圏(半径500m〜1km)とし、区の建物が整備される場合は周辺の駅も含めた範囲から設定

2 移動等円滑化促進地区 UPDATE

